

※本年度より対象者の変更があります

平成30年度東京大学大学院農学生命科学研究科
博士課程研究遂行協力制度について

1. 募集について

○目的：東京大学博士課程研究遂行協力制度に基づき、優秀な博士課程学生に対して学業を奨励するとともに、東京大学全体の学術研究の質的レベルの向上を図るために必要な学術研究業務を委嘱することを目的とする。

○対象者：大学院農学生命科学研究科博士課程在学者

（申請者は下記の委嘱期間に学術研究業務を継続して遂行できること。）

※以下の者を除く。

休学者、日本学術振興会特別研究員、国費留学生、東京大学外国人留学生特別奨学制度（東大フェローシップ）奨励費受給者、月額14万5千円以上の給付型奨学金（奨励費等）受給者

その他の奨学金・博士課程教育リーディングプログラム・RA等で併給を禁止されている場合があるため、申請前に必ず自身で規定や条件等を確認すること。本制度に委嘱後、対象者に該当しないことが判明した場合、金額の返還を求めることがある。

※提出締切時点で、10月1日までに対象となる予定の者については、以下の要件を全て満たした場合のみ、申請することができる。（委嘱期間は10月1日～3月31日となる。ただし、要件を満たさない場合は申請の無効や委嘱の取り消し、委嘱期間の変更、満額支給ができない場合がある。選考結果の通知は専攻を通じて行う。）

・休学復帰予定者：教務課へ復学届を提出済みであること。

（委嘱されるとは限らないため、特に経済的理由による休学者は、十分に留意すること。）

・入学予定者：必ず入学手続き期間内に入学手続きを完了させること。

外国人学生は必ず入学手続き時に在留カード（写）を提出すること。

期限までに提出がない場合、委嘱予定であっても委嘱を取り消す場合がある。

・対象外の奨学金受給終了予定者：受給終了がわかる書類（受給証等の写し）を添付すること。

○委嘱期間：2018年8月1日～2019年1月31日

○学術研究業務単価：月額単価5万円

○募集人数：63名（予定）

○提出締切：2018年6月22日（金）16時【厳守】

○提出先：農学系教務課専攻支援チーム（農学部3号館学生サービスセンター窓口）

○提出書類：

(1) 学術研究遂行協力計画書（様式1）

(2) 給与の口座振込申出書 ※外国人学生の場合は通帳のコピーも添付すること。

（以前、本制度やTAで提出済みで、変更がなければ再提出は不要のため提出時に申し出ること。）

(3) 在留カードの両面写し（外国人学生のみ） ※在留期限があり、顔写真が明瞭なもの

○選考：提出書類をもとに、各専攻および本研究科奨学委員会において委嘱者を決定し、学術研究業務委嘱通知書を交付する。

2. 委嘱について

○委嘱決定後の手続き：委嘱が決定した者は、委嘱決定通知に記載の指定の期日までに、以下の必要な書類を教務課専攻支援チームへ提出すること。

(1) **平成30年給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（記入例付き）**

（本年、すでに書類を提出済み（東大以外の勤務先・アルバイト先を含む）の場合は不要）

(2) **マイナンバー利用同意書兼マイナンバー届出書 及び 本人確認書類**

（以前、農学系事務部へ提出済みの場合は不要）

○学術研究業務終了報告：委嘱者は学術研究業務を適正に遂行し、得られた研究成果に関して**学術研究業務遂行報告書（様式2）**を作成し、委嘱期間終了1ヶ月以内に教務課学生生活担当へ提出すること。

3. 注意事項

- ・申請にあたっては、事前に指導教員の下承を得ること。
- ・外国人学生で、委嘱期間中に提出済みの在留カードの期限が切れる場合は、更新後、再度提出すること。「留学」以外の在留資格の場合、資格外活動許可が必要な場合や、委嘱できない場合がある。在留資格変更のときは、必ず事前に申し出ること。なお、期限切れや在留資格変更の場合は、支給が中断する場合がある。
- ・学術研究の進捗状況や態様に問題がある場合については、委嘱期間の途中で中止する場合がある。また、本人の都合により、学術研究業務の中止を申し出ることができる。
- ・休学、退学等により、委嘱期間中に研究を終了する場合、中断の手続きをとる必要があるため、必ず教務課へ申し出ること。その際は、**辞退願**の提出が必要である。
- ・学術研究業務単価は、給与所得の取扱いとなるため、源泉徴収した額を支給する。他に収入がある場合は確定申告等所定の手続きをとること。